

静岡市への職員派遣について

令和4年台風第15号による災害の被災自治体を支援するため、「21大都市災害時相互応援に関する協定※」に基づき、横浜市から静岡市へ職員を派遣します。

1 静岡市への職員派遣について

(1) 内容

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、静岡市から「住家の被害認定調査」業務について支援要請がありました。「り災証明の交付」を迅速に行うためにも、横浜市として支援します。

(2) 派遣先

静岡市清水区

(3) 従事業務

住家の被害認定調査

(4) 派遣期間

令和4年10月7日(金)～10月10日(月)

(5) 派遣人員・車両

職員8名・公用車4台

※「21大都市災害時相互応援に関する協定」とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市において、災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定です。

お問合せ先	
総務局危機管理課長	江口 洋人 Tel 045-671-2062
総務局人事課長	喜多 麻子 Tel 045-671-2055